京田辺市

被災者生活再建支援制度一覧

令和5年度

り災証明書等交付

頁	制度開始 頁 制度名 (災害規		対象者	概要	受付窓口 問合せ先
10	り災証明書等交 付	無	住家等に被害を受 け、証明書を希望す る人	被災者からの申請に基づく、住 家等における被害に対する証明 書の交付	安心まちづく り室

給付等制度

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
12			住家が床上浸水、半壊 以上の被害を受けた 世帯	見舞金の支給	社会福祉課
13	災害弔慰金	市内で5世帯以 上の住家が滅失 した災害等	死亡した人の遺族	弔慰金の支給	社会福祉課
14	災害障害見舞金	市内で5世帯以 上の住家が滅失 した災害等	重い障害を受けた人	障害見舞金の支給	社会福祉課
15	被災者生活再建支援金	国による被災者 生活再建支援法 の適用	住家が全壊または大 規模半壊した世帯	被災者生活再建支援金の支給 ・住宅の被害程度に応じて支給 する基礎支援金 ・住宅の再建方法に応じて支給 する加算支援金	社会福祉課
16	大規模自然災害 に係る地域再建 被災者住宅等支 援事業	国による被災者 生活再建支援法 の適用及び府が 指定する災害	住宅が一部破損や床 上浸水以上した世帯 主	被災住宅の再建等に要する経費の支援	開発指導課
18	小・中学生の就学援助	無	就学が困難となった 市立小・中学校の生徒 の保護者	学用品費、学校給食費等の援助	学校教育課

貸付制度

5	制度名	制度開始要件	対象者	.torr ====	受付窓口
頁		(災害規模)		概要	問合せ先
			世帯主が負傷(療養期		
		府内で災害救助	間1か月以上)、家財	次本の代し仕は	社会福祉課
20	災害援護金	法が適用された	の1/3以上の被害、		
20	灭舌抜 護壶	市町村が1以上	住家が半壊以上の被	資金の貸し付け	1. 公田仙林
		ある災害	害を受けた世帯		
			※所得制限あり		

減免等制度

頁	制度名	制度開始要件	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
23	市・府民税の減免	無	住家又は家財に3/ 10以上の被害を受けた人	税の軽減、免除	税務課
24	固定資産税・都市計画税の減免	無	土地、家屋償却資産に 損害割合 2 / 1 0 以 上の被害を受けた人	税の軽減、免除	税務課
26	市税の徴収猶予	無	災害により納付すべ き徴収金を一時的に 納税することが困難 な人	1年以内の期間に限り、徴収を猶 予する	税務課
27	国民健康保険税 の減免、徴収猶 予	無	住家が半壊以上の被害を受けた世帯	税の軽減、免除	国保医療課
28	国民健康保険一 部 負 担 金 の 減 免、徴収猶予	無	世帯主が災害により 死亡し、精神又は身体 に著しい障害を受け、 又は資産に重大な損 害を受けた世帯	一部負担金の軽減、免除	国保医療課
29	後期高齢者医療 保険料の減免、 徴収猶予	無	災害により、住宅、家 財又はその他の財産 について著しい損害 を受けた世帯に属す る人	保険料の軽減、免除	国保医療課
30	後期高齢者医療 一部負担金の減 免、徴収猶予	無	震災、風水害、火災、 その他これらに類す る災害により住宅、家 財その他の財産につ いて著しい損害を受 けた世帯に属する人	一部負担金の軽減、免除	国保医療課

頁	制度名	制度開始要件	対象者	概要	受付窓口
	17.7X.FI	(災害規模)	7137 日	19% 🗴	問合せ先
			災害により、被保険者		
			の所有に係る住宅、家		
	国民年金保険料		財その他の財産につ		
31	の免除	無	き、被害金額がその価	保険料の免除	市民年金課
	07 9 E		格のおおむね1/2		
			以上の損害を受けた		
			人		
			住家が一部損壊、床上		
	企業保険料の減		浸水等による損害割		
32	介護保険料の減 免	保険料の源 無	合1/10以上の被	保険料の軽減、免除	介護保険課
			害を受けた被保険者		
			(65歳以上の人)		
		無	住家が一部損壊、床上	負担額の軽減、免除	
33	介護保険利用者		浸水等による損害割		介護保険課
33	負担額の減免		合1/10以上の被		
			害を受けた被保険者)		
			住家が一部損壊、床上		
			浸水等による損害割		輝くこども未
34	保育料等の減免	無	合1/10以上の被	保育料等の軽減、免除	
			害を受けた世帯の子		来室
			どもの保護者		
35	児童手当の認定	4	/ tr ⟨⟨⟨ - Z	支給開始時期等の特例、添付書類	マガナ士採細
აა	等の特例	無	被災者	等の省略	子育て支援課
26	児童扶養手当に	墲	/ tr ⟨⟨⟨ 	支給開始時期等の特例、所得制限	マ女子士短冊
36	係る特例措置	無	被災者	の特例、添付書類等の省略	子育て支援課
	特別児童扶養手			士处即位吐即笙不胜向 配得地區	
37	当に係る特例措	無	被災者	支給開始時期等の特例、所得制限	子育て支援課
	置			の特例、添付書類等の省略	

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
38	市営住宅家賃等 の減免、徴収猶 予	無	災害により著しい損 害を受けた入居者	市営住宅家賃等の減免、徴収猶予	開発指導課
39	一般廃棄物処理 手数料の減免	無	住家や家財等に被害を受けた人	災害ごみを環境衛生センター甘 南備園に持ち込む場合の一般廃 棄物処理手数料の免除	清掃衛生課
40	下水道使用料の減免	無	災害により被災の状態にあると認められる使用者	使用料の軽減、免除	経営管理室
41	集落排水処理施 設 使 用 料 の 減 免、徴収猶予	無	住家に被害を受けた人	使用料の軽減、免除	経営管理室

住家の応急措置等

頁	制度名	制度開始要件	対象者	概要	受付窓口
		(災害規模)			問合せ先
	43 住宅の応急修理	国による災害救 主宅の応急修理 助法の適用	大規模半壊、半壊又は		
			準半壊の被害を受け	被災した住家の居室、台所、トイ	
43			た住家	レ等日常生活に必要な最小限度	開発指導課
			※半壊・準半壊は所得	の応急修理費用の支援	
			制限あり		

文化財修復等支援

頁	制度名(災害規模)		対象者	概要	受付窓口 問合せ先
45	指定文化財の修 復等支援	無	被害を受けた寺社等	国指定、府指定・登録文化財の修 復等のための補助	文化・スポーツ振興課(京都府文化
					財保護課)
46	未指定文化財の 修復等支援	無	被害を受けた寺社等	国指定、府指定・登録文化財以外の文化財の修復等のための補助	文化・スポーツ 振興課 (京都府文化 政策室)

その他制度

頁	制度名	制度開始要件 (災害規模)	対象者	概要	受付窓口 問合せ先
48	市営住宅入居の	無	災害により、住宅を滅	被災者に対して、通常行う公募を	開発指導課
40	公募の例外	////	失した人	経ずに市営住宅を提供	州尤伯等 祆

各種相談窓口

頁	制度名	制度開始要件	対象者	概要	受付窓口
只	制 没 石	(災害規模)	刈豕苷	似安	問合せ先
	ボランティア	無	被害を受けた人	災害ボランティアセンターから	京田辺市社会
	バブン ティブ	*	被舌を受けた人	ボランティアの派遣	福祉協議会
	市民無料法律相	相無	市内在住・在勤・在学の方	法律問題に関して弁護士が回答	
				・予約が埋まっている場合には	
				他の相談機関を案内	人権啓発推進
50				・京都弁護士会が災害等被害の	課(市民相談電
	談			特設相談窓口を設置する場合あ	話)
				り(設置有無に関しては要問合	
				せ)	

り災証明書等交付

制度の名称	り災証明書	等交付
支援の内容	台風・地震	等の自然災害により住家に被害が生じた場合、被災者からの交
	付申請に基	づき、り災証明書を交付する。
	 また、住家	以外のものの被害については、被災証明書を交付する。
	り災証明書	等は各種被災者生活再建支援制度等の利用のために必要となる
		の請求のために必要となる場合がある。
	TO TO TO PARTY	
活用できる	災害により	被害を受けた建物等の所有者または居住者
方		
申請の方法	安心まちづ	くり室へ申請書及び必要書類を提出
	※災害の規	模により、専用窓口を設置する場合あり
申請書類	持参物	り災証明書等交付申請書、写真、本人確認書類
	窓口配付	申請書(市ホームページからも入手可)
支給の時期		
問合せ先	安心まちづ	くり室(Tel 0774-64-1307)

給付等制度

制度の名称	災害見舞金
支援の内容	京田辺市内において、火災、爆発事故及び水損事故並びに台風、地震その
	他の自然災害により住家に被害を受けた住民に対し、見舞金等を支給する
	被害程度 金額
	全焼(全損)又は全壊 1世帯当たり 150,000円以内
	半焼(半損)又は半壊 1世帯当たり 75,000円以内
	水損又は床上浸水 1 世帯当たり 30,000 円以内
 活用できる	 京田辺市に居住し、かつ、住民基本台帳に記録されている者で、災害によ
方	り住家に被害を受けた者。京田辺市災害弔慰金の支給がある場合は除く。
/3	り住家に被告を支げた有。宋田辺川及告中怨並の文和がめる場合は除く。
申請の方法	
申請書類	持参物
	窓口配付
支給の時期	,
問合せ先	健康福祉部 社会福祉課(Tel 0774-63-1127)

制度の名称	京田辺市災害弔慰金				
支援の内容	災害用慰金の支給等に関する法律及び災害用慰金の支給等に関する法律 行令の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺 に対する災害用慰金の支給を行う。				
	死亡者が死亡当時災害弔慰金を受けることが 5,000,000 円 できることとなる者の生計を主として維持し ていた場合 1人当たり2,500,00				
活用できる		被害を受けた当時、本市に住所を有し			
方		亡当時において、死亡者により、生記			
	遺族(兄弟如	市妹を除く)を先にし、その他の遺族を	を後にする(順位=配偶者		
	→子→父母	→孫→祖父母)			
申請の方法	次に掲げる	事項の調査を行った上、災害弔慰金の)支給を行う。		
	(1) 死亡	皆の氏名、性別及び生年月日			
	(2) 死亡(行方不明を含む。)の年月日及び死亡	の状況		
	(3) 死亡者の遺族に関する事項				
	(4) 支給(D制限に関する事項			
	(5) 市長が	が必要と認める事項			
	本市の区域	外で死亡した住民の遺族については、	死亡地の官公署の発行す		
	る被災証明	書を提出する。			
申請書類	持参物	(本市の区域外で死亡した住民の遺)	族の方)		
		死亡地の官公署の発行する被災	証明書		
		(弔慰金の申請者(遺族)が本市住」	民でない方)		
		遺族であることを証明する書類			
	窓口配付				
支給の時期					
問合せ先	健康福祉部	社会福祉課(№ 0774-63-	-1127)		

制度の名称	災害障害見	舞金					
支援の内容	災害弔慰金	の支給等に関する法律及	び災害弔慰金の支給等に関する法律施				
	行令の規定	に準拠し、自然災害によ	り精神又は身体に著しい障害を受けた				
	市民に表の災害障害見舞金の支給を行う。						
	疾病かかった当時、当該障害者が 障害者 1 人当たり 2,500,000 円						
	生計を主として維持していた場合						
	その他の均	場合	障害者 1 人当たり 1, 250, 000 円				
	,						
活用できる	災害により	被害を受けた当時、本市に	こ住所を有した者				
方							
申請の方法	1 次に掲	げる事項の調査を行った。	 上、支給を行う。				
	(1) 障害者	皆の氏名、性別及び生年月	日				
	(2) 障害の	の原因となる負傷又は疾症	気の状態となった年月日及び負傷又は				
	疾病の状況						
	(3) 障害の	D種類及び程度に関する事	項				
	(4) 支給の	D制限に関する事項					
	(5) 前各号	号に掲げるもののほか、市	ī長が必要と認める事項				
	2 本市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に						
	対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明を提						
	出させるものとする。						
	3 市は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律の別表に規定						
	する障害	ともすることを証明する	医師の診断書を提出させるものとす				
	る。						
申請書類	持参物	所定の診断書					
		(本市区域外で障害原因	となる負傷又は疾病状態となった方)				
	負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明						
		貝易し、人は伏柄にか	書				
			77 フィンピック 日 五 日 マンプレリ ア				
	窓口配付						
支給の時期	窓口配付						

制度の名称	被災者生活	再建支援金(京都府)		
 支援の内容	豪雨災害			
\(\text{\tinc{\text{\tin}\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\text{\tex{\tex		を支給します。		
	.,.	た下記 2 つの支援金の合計になります。		
	〇住宅の被	宮害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)		
	住宅の被害程度 支援金額			
	全壊 1	0 0万円		
	大規模半壊	5 0 万円		
	〇住宅の	再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金)		
	住宅の再建	建方法 支援金額		
	建設・購入	、 200万円		
	補修 1	0 0万円		
	賃借 5	0万円		
	※1回目に	賃借50万円で申請し、2回目に建設・購入で申請した場合、		
	支給額は差額の150万円となります。			
	〇申込期間 基礎支援金:災害のあった日から13か月の間			
	加算支援金:災害のあった日から37か月の間			
活用できる	被害認定を受けられた方で住宅が全壊または大規模半壊と認定された世帯			
方	(被害の程	度は「り災証明書」に記載されます。)が対象となります(ただ		
	し住宅を取壊さなければならない特別な事情がある場合は上記の被災区分			
	以外でも考	「慮の対象となりますので御相談ください。)。		
申請の方法	社会福祉課窓口まで以下の必要なものを御持参いただきお手続きください			
申請書類	持参物	・印鑑・振込口座のわかる預金通帳・住民票・り災証明書(原		
		本)		
		・加算支援金を受ける場合は購入や契約書等の写し		
	窓口配付	・申請書		
支給の時期	受付後、市	から京都府(実施主体)の実施事業者へ申請書類を送付し、そ		
	の後書類等	審査されます。申請から約3か月後、お振込みとなります。		
	※ ただし	提出書類において訂正等がない場合に限ります。		
問合せ先	健康福祉部	3 社会福祉課(№ 0774-63-1127)		

制度の名 称

大規模自然災害に係る地域再建被災者住宅等支援事業

支援の内容

1. 事業概要

大規模自然災害により生活基盤となる住宅に被害を受けられた市民の 方に対し、住宅の再建等に係る経費の一部を補助します。

2. 事業の内容

(1) 住宅再建経費

被災住宅の再建等(建替、購入、補修、賃借)に要する経費を対象 に被害区分ごとの補助限度額を上限に補助

(2) 住宅再建関連経費

被災住宅において使用されていた家具・家電の修理、買替え、被災 住宅の清掃等を5万円を上限に補助

<<補助限度額 (1)(2)の合計>>

【被災者生活再建支援法が適用される場合】

被害区分	建替・購入	補修	賃借
全壊	150万円	100万円	7 5 万円
(支援法支援金との合	(450万円)	(300万円)	(225万円)
計額)			
大規模半壊	100万円	60万円	4 0 万円
(支援法支援金との合	(350万円)	(210万円)	(140万円)
計額)			

【被災者生活再建支援法が適用されない場合】

被害区分	建替・購入	補修	賃借
全壊	300万円	200万円	150万円
大規模半壊	250万円	150万円	100万円
半壊	150万円	150万円	_
一部破損・床上浸水	5 0 万円	5 0 万円	_

	(3) 住宅再建融資返済経費 被災住宅の再建等(建替、購入、補修)に要する経費について、融			
	資を利	利用した場合の利息を	相当額を5年間補助	
	山在勿井	住宅再建融資返済	被災住宅の建替え等(建替え、購入、補修)	
	対象経費	経費	において融資を利用した場合の返済経費	
			ア、住宅金融支援機構災害復興住宅融資	
			融資上限 建設 2,700万円	
		補助対象融資	購入 3,700万円	
	 補助金		補修 1,200万円	
	上限額等		イ. 京都府知事が別に定める融資	
	工政职节	 補助対象期間	融資の実行日から5年間(補助金交付は年	
			度毎)	
		 補助金上限額	利息に相当する額(アの利息に相当する額	
		11155	を上限)	
活用でき	************************************			
る方	次のすべての要件を満たす世帯主が対象 ・京田辺市内の住宅に自ら居住し、大規模自然災害により被害を受けられ、			
971		の再建等を行う方	し、八成侯日然及日により似日を又けられ	
		」により被災区分が	「確認できる方	
申請の方		こ交付申請書を提出	FEB. 0. 0.73	
法				
申請書類	持参物	• 交付申請書		
		・り災証明書		
		支援対象経費の額	頁を確認できるもの(見積書等)	
		その他参考となる	5資料(被害状況写真等)	
	窓口配付	• 交付申請書		
支給の時	実績報告書の		を確定し支給	
期				
問合せ先	建設部開	発指導課(Tel O7	74-64-1341)	
	1			

	I				
制度の名称	小・中学	生生の就学援助			
支援の内容	援助を受	けられる費用			
	生徒学用品 もの)、学 法施行令(E 費、児童・	会、通学用品費(第1学年の児童及び生徒を除く。)、新入学児童・品費、校外活動費(宿泊を伴うもの)、校外活動費(宿泊を伴わない校給食費、体育実技用具費、修学旅行費、医療費(学校保健安全配和33年政令第174号)第8条に規定する疾病のみ対象)、通学生徒会費、PTA会費、クラブ活動費、卒業アルバム代製児童生徒は、修学旅行費、医療費、校外活動費(宿泊なし)の			
 活用できる	京田辺市				
方	 校への就学	・ ・予定者並びに京田辺市に在住し、京都府立中学校及び生駒市立			
	 生駒北中学	・ 校に在学する生徒又はこれらの学校への就学予定者のうち、下			
	記のいずれ	記のいずれかに該当する保護者(児童及び生徒又は就学予定者に対して親			
	権を行う者、親権を行う者のないときは後見人)とする。				
	受けている (2) 京田	保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 13 条に規定する教育扶助を 世帯の児童及び生徒又は就学予定者 辺市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める基 の程度に困窮していると認められる世帯の児童及び生徒又は就学			
申請の方法	在籍する	学校に必要書類を添えて提出			
	(新入生学用品費のみ京田辺市教育委員会へ提出)				
申請書類	持参物	就学援助費受給申請書兼世帯票・り災証明書・直近の世帯所			
		得状況等を証明する書類			
		※生活保護受給証明書(生活保護受給世帯のみ)			
	窓口配付	就学援助費受給申請書兼世帯票(各学校でも配布)			
支給の時期	援助費用	による			
問合せ先	教育部	学校教育課(៤ 0774-64-1392)			

貸付制度

制度の 災害援護資金の貸付 名称 災害 ・ 慰害 ・ 関する 法律及び 災害 ・ 慰金の 支給等 に関する 法律施行 ・ 支援の 内容 の規定に準拠し、災害により被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その 生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行う。 一災害における1世帯当たりの貸付け限度額 (1) 療養に要する期間がおおむね 1 月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主 の負傷」という。)があり、かつ、次のいずれかに該当する場合 被害の程度 金額 家財についての被害金額がその家財の課価格の概ね3分の 1,500,000円 1以上で損害(「家財の損害」)及び住居の損害がない場合 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円 住居が半壊した場合 2,700,000円 住居が全壊した場合 3,500,000円 (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合 被害の程度 金額 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 1,500,000円 住居が半壊した場合 1,700,000円 2.500.000円 住居が全壊した場合※下記↓の場合は除く 住居の全体が滅失若しくは流失し、又これと同等と認められ 3,500,000円 る特別な事情があった場合 償還期間:10年(据置期間はそのうち3年) 貸付利率:据置期間経過後、年1.5%(保証人を立てる場合は無利子) ※延滞の場合は別に定める利率 償還方法:元利均等により、月賦、半年賦または年賦により償還していただきま す。ただし、いつでも繰上償還をすることができます。 活用で 災害により被害を受けた当時、本市に住所を有する者 きる方 申請の 次に掲げる事項を記載した借入申込書を、市長に提出しなければならない。 方法 (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日 (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法 (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の使途についての計画 (4) 保証人となるべき者に関する事項 (5) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項 2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及 び療養概算額を記載した診断書 (2) 被害を受けた日の属する年の前年(当該被害を1月から5月までの間に受 けた場合にあっては、前々年とする。以下この号において同じ。)において、他 の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関す る当該市町村長の証明書 (3) その他市長が必要と認めた書類 3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日に属する月の翌月1日から 起算して3か月を経過する日までに提出しなければならない。 申請書 持参物 (上記申請の方法に記載するもの) 類

窓口配付

支給の 時期				
問合せ 先	健康福祉部	社会福祉課(Tel	0774-63-1127)	

減免等制度

制度の名称	市民税・府民税の減免					
支援の内容	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により特に納税困難と認					
	めら	められた人は、次の表のとおり市民税・府民税が減額又は免除されます。				す。
	te	だし、	減免申請をした日	以後に納期限が到来す	トるものに限ります。	,
	1	納税義	務者によるもの			
			理由	軽減又は	免除の割合	
			死亡した場合	全額	を免除	
		障	害者となった場合	10分0)9を減額	
	2	納税義	務者(控除対象配位	禺者及び扶養親族を含	む。)の所有する住	宅又
	は	家財の	損害の程度による	もの		7
			損害の程度	軽減又は免除の割合		
				10分の3以上	100051116	
		合計所得金額		10分の5未満	10分の5以上	
		500万円以下		1/2	全額	
		750万円以下		1/4	1/2	
		1,000万円以下		1/8	1/4	
活用できる	被災	者(市	民税・府民税納税	義務者)		
方						
申請の方法	市民	税減免	申請書の提出			
申請書類	持参	物	1 り災証明書又	は被災証明書(写し	可)	
			2 納税義務者が	障害者となった場合	は、その程度が分か	る書
			類(身体障害者			
			<u> </u>	請する人は、住宅又	は家屋の損害の程度	が分
			かる書類			
	窓口	配付				
支給の時期						

市民部 税務課 市民税係(៤ 0774-64-1317)

問合せ先

制度の名称	固定資産税の減免制度				
支援の内容	被災者が所有する固定資産について、震災、風水害、	火災その他これら			
	に類する災害により被害を受けた場合に、その資産の損害の程度に応じて、				
	次の区分により固定資産税を減免します。				
	〇土地				
	被害面積	減免割合			
	被害面積が当該土地の10分の8以上であるとき	全額を免除			
	被害面積が当該土地の10分の6以上10分の8未	10分の8を減			
	満であるとき	額			
	被害面積が当該土地の10分の4以上10分の6未	10分の6を減			
	満であるとき	額			
	被害面積が当該土地の10分の2以上10分の4未	10分の4を減			
	満であるとき	額			
	○家屋				
	被害程度	減免割合			
	全壊、流失、埋没等により家屋の原型をとどめないと	全額を免除			
	き、又は復旧不能のとき	王領で光味			
	主要構造部分が著しく損傷し、大修理を必要とする場	 10分の8を減			
	合で、当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じ	朝			
	たとき	ng			
	屋根、内装、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使	 10分の6を減			
	用目的を著しく損じた場合で、当該家屋の価格の10	額			
	分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	нд			
	下壁、畳等に損傷を受け居住又は使用目的を損じ、修				
	理または取り替えを必要とする場合で、当該家屋の価	10分の4を減			
	格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じた	額			
	とき				
	〇償却資産				
	家屋の減免に準じます。				
	※なお、申請時点で納期限を過ぎた分については減免の	対象とはなりませ			
	δ.				
活用できる	被災者(固定資産税納税義務者)				
方 					
 申請の方法	 固定資産税減免申請書の提出				
申請書類	持参物 り災証明書(写し可)				
1 11 12 /00					

	窓口配付	t		
支給の時期				
問合せ先	市民部	税務課	資産税係(Tel	0774-64-1316)

制度の名称	市税の徴収猶予		
支援の内容	震災、風水害、火災その他これらに類する災害によりその納付すべき徴収金を一時に納税することが困難と認められた人は、1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができます。また、猶予期間内において、分割で納付することもできます。		
活用できる方	被災者(納税者)		
申請の方法	 市税徴収猶予申請書の提出		
申請書類	持参物 り災証明書又は被災証明書(写し可)		
	窓口配付		
支給の時期	•		
問合せ先	市民部 税務課 収納係(Tel 0774-64-1318)		

制度の名称	国民健康保険税の減免、徴収猶予		
支援の内容	国保の被保険者が所有し、かつ、居住する家屋が震災、火災その他これに		
	類する災害	『により生活が著しく困難	となった場合、申請により、次の表の
	左欄に掲げ	うる損害区分に損壊・損害の	の区分に該当する場合、被災月から 12
	か月分の保	除税について、それぞれ	同表の右欄に掲げる減免割合の減免を
	行います。		
	抽	員壊・損害の区分	減免割合
	全壊		保険税額の 10 分の 10 以内の額
	大規模半	懐	保険税額の10分の7以内の額
	半壊		保険税額の 10 分の 5 以内の額
活用できる	自らが所有	ī し、かつ、居住する家屋	が震災、火災その他これに類する災害
方	日らか所有し、かり、居住する家屋が震火、火火での他これに類する火害により生活が著しく困難となった被保険者		
/,	120 71/2		NO PA
申請の方法	国民健康保	と 険税減額免除申請書によ	る申請
申請書類	持参物	保険証等本人確認ができ	るもの、り災証明書(写し可)
	窓口配付	国民健康保険税減額免除	申請書
支給の時期	申請時において納期未到来の国保税		
問合せ先	市民部 国保医療課 国保係(Tel 0774-64-1332)		

4.1-1-1			
制度の名称	国民健康保	段(一部負担金の減免、徴収猶予	
支援の内容	震災、風水害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神又は身		
	体に著しい	障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたことにより、保険	
	医療機関等	に一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者	
	に、申請に	こより、窓口一部負担金を免除します。	
活用できる	震災、風水	(害、火災その他これらに類する災害により死亡し、精神又は身	
方	体に著しい	障害を受け、又は資産に重大な損害を受けたことにより、保険	
	医療機関等	に一部負担金を支払うことが困難であると認められる被保険者	
申請の方法	国民健康保		
申請書類	持参物	保険証等本人確認ができるもの、り災証明書(写し可)、医師の	
1 417 11794	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	意見書(指定様式有り)	
	窓口配付	国民健康保険一部負担金(減額・免除・徴収猶予)申請書、医師	
	10 - HO I J	の意見書様式	
支給の時期		めぶえるはな。 診療見込期間内とし、この期間は原則3か月(ただし、再度申	
~45 C E 1 W		:により、さらに3か月を限度として免除)	
問合せ先		保医療課 国保係(Tel 0774-64-1332)	
шпсл	I ID CUI	可应以下 四个区(L. O / / 4 O 4 1 O 0 2 /	

	T			
制度の名称	後期高齢者医療保険料の減免、徴収猶予			
支援の内容	○減免			
	被保険者又	はその属する世帯の世帯	主が、震災、火災その他これに類する	
	災害により	住宅、家財等の財産に著	しい損害を受けたとき、申請により、	
	次の表の左	欄に掲げる損害区分に該	当する場合、同表の右欄に掲げる後期	
	高齢者医療	保険料の減免、徴収猶予	を行います(所得要件あり)。	
	【減免割合	·]		
	損害の区	分	減免割合	
	全焼、全	壊	10割	
	大規模半	壊	7割	
	半焼、半	壊、床上浸水	5割	
	○徴収猶予			
	減免要件に該当し、6ケ月以内に資力が回復することが明らかである場合			
	で、猶予期間は6ヶ月			
 活用できる	│ │被災した後期高齢者医療被保険者又は世帯主のうち、減免要件に該当する			
方	被保険者			
 申請の方法	│ │後期高齢者医療保険料減免申請書及び後期高齢者医療保険料徴収猶予申請			
	書による申請			
申請書類	持参物	被保険者証、り災証明書	(写し可)	
	窓口配付		免申請書、後期高齢者医療保険料徴収	
		猶予申請書		
支給の時期	減免:災害	の発生した日の属する月7	から12ケ月分。申請は災害発生した	
	日から1年	間。		
	徴収猶予:	申請日から6ケ月以内の紀	納期未到来の保険料のうち納付できな	
	いと認めら	いと認められる金額		
問合せ先	市民部 国保医療課 医療係(Tel 0774-64-1374)			

制度の名称	後期高齢者医療一部負担金の減免、徴収猶予		
支援の内容	被保険者の属する世帯が震災、風水害、火災等の災害により、住宅、家財		
	等に著しい	 損害を受けたとき、申請に	こより次の表の左欄に掲げる損壊・損
	害の区分に	三該当し、窓口一部負担金(こついて支払が困難であると認められ
	ると、同表	。 の右欄に掲げる免除、減客	頂または徴収猶予をすることができる
	場合があり	ます (所得要件あり)。	
	損害区分		減免割合
	全焼、全	壊等	10割
	半焼、半	· 读等	5割
活用できる	被災した後	は期高齢者医療被保険者が原	属する世帯のうち、減免要件に該当す
方	る被保険者	†	
申請の方法	後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書による申請		
申請書類	持参物	被保険者証、り災証明書	(写し可)、資産申告書、その他必要と
		認める書類	
	窓口配付	後期高齢者医療一部負担金	金減免及び徴収猶予申請書、資産申告
		書等	
支給の時期	申請日から	6ヶ月を限度として決定	
問合せ先	市民部 国]保医療課 医療係(Tel (774-64-1374)

制度の名称	災害に伴う	国民年金保険料の免除
支援の内容	災害により 金額がその	一で、一般のでは、できます。 一般のおおむね 1 / 2 以上の損害を受けた場合は、特例免除制 は請することができます。
活用できる方	国民年金第	5.1号被保険者
申請の方法	国民年金保	除料免除納付猶予申請書(被災状況届又は、り災証明書)の提
申請書類	持参物 窓口配付	被災状況届又は、り災証明書、本人確認できるもの(運転免許証等) 国民年金保険料免除納付猶予申請書
支給の時期		
問合せ先		事務所(TEL 075-644-1165) 市民年金課(TEL 0 64-1333)

制	度					
の	名	介護保険料の	D減免・納付猶予			
称						
支	援	災害により信	主宅に著しい被害を	受けた場合、申請により	、以下の被害状況に	心
の	内	じ、第1号被	保険者の介護保険	料の減免、納付の猶予を行	行います。	
容		●減免割1	合			
			罹災区分	減免割合	減免期間	
			全壊	全額	1 年	
			半壊	80%減額	9 か月	
		一部	損壊(床上浸水)	50%減額	6 か月	
活	用	災害により信	 主宅が一部損壊(床	 :上浸水)以上の被害を受	 けた第1号被保険者	
で	き					
る	f					
申	請	∪≪≕rer ±	たぶみし 中津書を		21 本杉 川巛証明:	<u> </u>
りの	方					
	Л	の内谷を推設	なり ること を内息で	れた方は、り災証明書の	添刊は 小安 じり。)	吉
法中	==	++ +> ++	.1.««=тп□= b			吉
申	請	持参物	り災証明書 			吉
書類	浿					吉
						吉
-		窓口配付				吉
支	給		した日の属する月か	ら支給		吉
文の	給時		した日の属する月か	ら支給		吉
			した日の属する月か	ら支給		吉
Ø				ら支給 0774-64-137	3)	吉

せ先

制度の 介護保険利用者負担額の減免 名称	介護保険利用者負担額の減免			
支援の 災害により住宅に著しい被害を受けた場合、申請により、以下の被害り	災害により住宅に著しい被害を受けた場合、申請により、以下の被害状況に応			
内容 じ、要介護・要支援被保険者の介護保険利用者負担額の減免を行います。				
●減免割合				
罹災区分 減免割合 減免期間				
全壊全額				
半壊 6か月				
95%減額				
活用で 災害により住宅が一部損壊(床上浸水)以上の被害を受けた要介護・要きる方 保険者	支援被			
申請の り災証明書を添付し、申請書を提出してください。(ただし、市が、り)	り災証明書を添付し、申請書を提出してください。(ただし、市が、り災証明書			
方法の内容を確認することを同意された方は、り災証明書の添付は不要です。	·。)			
申請書 持参物 り災証明書				
類				
窓口配付				
支給の 申請を受理した日の属する月の翌月分から減免				
支給の 申請を受理した日の属する月の翌月分から減免 時期				

制度の名称	保育料等の減免				
支援の内容	○減免制度				
	市内在住	市内在住で、市立幼稚園、保育所(園)及び認定こども園を利用してい			
	る子どもの	保護者が以下の場合である世帯に	:ついて、保	育料及び預かり保	
	育利用料の	一部又は全部を免除します。			
	被害程度		減免額	減免期間	
	全焼又は	全壊による損害が家屋及び家財の	全額	6か月	
	評価額の	7 0 %以上			
	半焼又は	半壊による損害が家屋及び家財の	半額	6か月	
	評価額の	20%以上70%未満			
	部分焼、	火災による水損、床上浸水等によ			
	る損害が家屋及び家財の評価額の10%以				
	上20%未満				
活用できる	被災者				
方					
/3					
カミュのナンナ					
申請の方法		災証明書等を添付し提出してくだ - 1、※記冊書取は被※記冊書	(CV)		
申請書類	持参物	り災証明書又は被災証明書			
	窓口配付	保育料等減免申請書			
支給の時期	申請のあっ	た翌月から適用			
問合せ先	輝くこども未来室(Tel 0774-63-1310)				

制度の名称	児童手当の認定等の特例
支援の内容	支援の内容
	①災害などやむを得ない事情で認定請求手続きができなかった場合に、や
	│ │むを得ない理由がやんだ後から15日以内であれば認定請求ができます。│
	その場合の手当は、やむを得ない理由により認定請求ができなかった日の
	属する月の翌月から支給されます。
	②災害で被害を受けたなど特別の事情がある人が、請求書や届書に添付し
	なければならない書類を用意できない場合は、その書類を省略するか、代
	わりの書類に替える事ができます。
	根拠法令等
	児童手当法第8条第3項
	児童手当法施行規則第11条第2項
	20 <u> </u>
活用できる	支援の内容①被災者で児童手当の申請を行う人
方	支援の内容②被災者で児童手当の申請または届を行う人
申請の方法	子育て支援課 窓口
申請書類	持参物
	窓口配付 申請書
支給の時期	·
問合せ先	健康福祉部 子育て支援課 母子児童係(配 0774-64-1376)

制度の名称	児童扶養手当に係る特例措置		
支援の内容	①支給開始時期等の特例について		
	災害などやむを得ない事情で認定請求手続きができなかった場合に、そ		
	のやむを得ない理由がやんだ後から15日以内であれば認定請求できま		
	す。その場合の手当は、やむを得ない理由により認定請求ができなかった		
	月の翌月から支給されます。		
	②所得制限の特例について		
	災害により、住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1		
	以上の損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年の10月までの		
	手当について、所得による支給制限を行わないことがあります。		
	ただし、災害による損害を受けた年の所得が所得制限限度額を超えた場		
	合は、支給した手当を返還していただくことになります。		
	③災害に伴う事務手続等について		
	災害で被害を受けたなど特別の事情がある人が、請求書や届書に添付し		
	なければならない書類を用意できない場合は、その書類を省略するか、代		
	わりの書類に替える事ができます。		
	根拠法令等		
	支援の内容①児童扶養手当法第7条第2項		
	支援の内容②児童扶養手当法第12条第1項		
	支援の内容③児童扶養手当法施行規則第26条第4項		
活用できる	支援内容①被災者で児童扶養手当の認定請求を行う方		
方			
73	支援内容②被災者で児童扶養手当が所得超過のため全部停止、または一部 停止になっている方		
	支援内容③被災者で児童扶養手当の請求や届を行う方		
申請の方法	子育て支援課の窓口		
申請書類	持参物		
	窓口配付 申請書、児童扶養手当被災状況書		
支給の時期			
問合せ先	健康福祉部 子育て支援課 母子児童係(៤ 0774-64-1376)		

制度の名称	特別児童扶養手当に係る特例措置		
支援の内容	①支給開始時期等の特例について		
	災害などやむを得ない事情で認定請求手続きができなかった場合に、そ		
	のやむを得ない理由がやんだ後から15日以内であれば認定請求できま		
	す。その場合の手当は、やむを得ない理由により認定請求ができなかった		
	月の翌月から支給されます。		
	なお、手当額改定届等の届書の場合も同様に対応できます。		
	②所得制限の特例について		
	災害により、住宅・家財等の財産についてその価格のおおむね2分の1		
	以上の損害を受けた場合は、その損害を受けた日から翌年の7月までの手		
	当について、所得による支給制限を行わないことがあります。		
	ただし、災害による損害を受けた年の所得が所得制限限度額を超えた場		
	合は、支給した手当を返還していただくことになります。		
	③災害に伴う事務手続等について		
	災害で被害を受けたなど特別の事情がある人が、請求書や届書に添付し		
	なければならない書類を用意できない場合は、その書類を省略するか、代		
	わりの書類に替える事ができます。		
	根拠法令等		
	依拠公り等		
	支援の内容②特別児童扶養手当等の支給に関する法律第9条		
	支援の内容③特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行規則第28条 第3項		
	# O 49		
 活用できる	 被災者で特別児童扶養手当を受給している方や受給資格はあるが支給停止		
方	になっている方、特別児童扶養手当の認定請求を行う方		
申請の方法	子育て支援課の窓口		
申請書類	持参物		
	窓口配付 申請書、特別児童扶養手当被災状況書		
支給の時期			
問合せ先	健康福祉部 子育て支援課 母子児童係(症 0774-64-1376)		

制度の名称	市営住宅家	『賃等の減免、徴収猶予
支援の内容	市長は、入	居者又は同居者が、災害により著しい損害を受けたとき、家賃
	等の減免ま	たは徴収の猶予をすることができる。(「京田辺市営住宅の設置
	及び管理に	- 関する条例」「京田辺市営住宅家賃等の減免及び徴収猶予に関す
	る取扱要綱	
活用できる	市営住宅に	
方	た方	
申請の方法	│ │ 減免申請書	・ (又は徴収猶予申請書) その他必要書類を担当課窓口へ提出
申請書類		減免申請書(又は徴収猶予申請書)、罹災証明書等
	窓口配付	減免申請書、徴収猶予申請書
士松の吐地	-	
支給の時期	減免が承認された日の属する月から 12 ヶ月以内(徴収猶予は 6 ヶ月以内)	
問合せ先	建設部開	引発指導課(℡ 0774-64-1341)

制度の名称	一般廃棄物処理手数料の減免	
支援の内容	地震や台風・大雨等の自然災害により発生した災害ごみを環境衛生センタ	
	一甘南備園に持ち込む場合に、一般廃棄物処理手数料を免除します。	
	※必ず、事前に清掃衛生課までご相談ください。	
	※災害と関係のないごみは、対象外になります。	
	 ※甘南備園において処理・処分ができないものについては、持ち込みをお	
	断りする場合があります。	
活用できる	住宅や家財等に被害を受けた人	
方		
中華の士は	ᆒᇫᅕᄹᄢᅖᄼᆇᄱᅅᅷᄼᅭᆸᆂᆂᄁᆥᆝᄽᄗᄜᆂᄼᄓᄖ	
申請の方法	一般廃棄物処理手数料減免申請書及びり災証明書を提出	
申請書類	持参物り災証明書	
	窓口配付 一般廃棄物処理手数料減免申請書	
支給の時期	_	
問合せ先	経済環境部 清掃衛生課(Tel 0774-68-1288)	
	ı	

制度の名称	下水道使用料の減免	
支援の内容	地震、火災、風水害等により被災の状態にあると認められた場合、使用 を減免又は免除します。 被災者	料
方	饭火 有	
申請の方法	上下水道部事務所窓口へ提出(郵送可)	
申請書類	持参物 り災証明書、その他必要書類	
	窓口配付 公共下水道使用料減免申請書	
支給の時期	書類審査後に常時支給	
問合せ先	上下水道部 経営管理室(Tel 0774-62-0414)	

制度の名称	集落排水処理施設使用料の減免、徴収猶予		
支援の内容	地震、水災、火災等により被災の状態にあり、住家に被害が生じた場合、使用料の徴収を猶予し、又は減額、免除します。		
活用できる	被災者		
申請の方法	上下水道部事務所窓口へ提出(郵送可)		
申請書類	持参物り災証明書、その他必要書類		
	窓口配付		
支給の時期	書類審査後に常時支給		
問合せ先	上下水道部 経営管理室(配 0774-62-0414)		

住家の応急修理等

	-		
制度の名称 住	住宅の応急修理		
支援の内容	災害のために住居が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊の被害を		
受	受け、そのままでは居住できない場合であって、応急的に修理すれば居住		
一一一一一	可能となる場合に、その費用を支援します。		
.	・応急修理の範囲		
	屋根・壁等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、ト		
1	イレ等の衛生設備の日常生活に必要欠くことのできない部分。		
•	・基準額		
	· 大規模半壊、中規模半壊、半壊:595,000円以内		
	・準半壊:300,000円以内		
'	・期間		
	災害発生の日から3カ月以内		
	ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から6カ 月以内		
/A	1以内		
活用できる・	・半壊、準半壊の住家被害を受け自らの資力では応急修理することができ		
方な	ない方		
-	・大規模半壊、中規模半壊の住家被害を受けた方		
申請の方法 開	開発指導課へ申請書を提出		
申請書類 持	寺参物 ・住宅の応急修理申込書		
	・り災証明書		
	・資力に関する申出書		
	・施工前の被害状況が分かる写真		
	・その他必要書類		
窓	窓口配付 ・住宅の応急修理申込書		
	応急修理完了後、修理業者に直接支払い		
支給の時期 応	^{芯急修理完了後、修理業者に直接支払い}		

文化財修復等制度

制度の名称	指定文化則	かの修復等支援	
支援の内容	災害により被害を受けた、国指定及び、府指定・登録文化財の修復等に 対して経費の一部を補助します。		
	は、市民部	経費や補助率は修復内容により異なるので、被害を受けた場合 文化・スポーツ振興課(Tel:64-1300)まで報告をして(担当者が確認にお伺いします)	
活用できる	国指定及	び、府指定・登録文化財の所有者又は管理者。	
方			
申請の方法	別途申請者に通知しますので、下記問合せ先まで被災報告をお願いします。		
申請書類	持参物	同上	
	窓口配付	同上	
支給の時期	年度末		
問合せ先	市民部 文化・スポーツ振興課(Tel 0774-64-1300)		

制度の名称	未指定文化財の修復等支援	
支援の内容	災害により被害を受けた、未指定文化財の修復等に対して経費の一部を補助します。	
	補助対象になる文化財は、建造物の場合は昭和20年以前の建築、美術工芸品の場合は昭和20年以前のもの(年代により学識経験者の推薦状等が必要)。被害を受けた場合は、市民部文化・スポーツ振興課(Tal:64-1300)まで報告をしてください。(担当者が確認にお伺いします)ただし、京都府の審査の結果、補助金が交付されない場合がありますので、予めご了承ください。	
活用できる方	社寺等の所有者又は管理者。	
申請の方法	別途申請者に通知しますので、下記問合せ先まで被災報告をお願いしま	
 申請書類	す。 持参物 同上	
中胡吉規		
	窓口配付 同上	
支給の時期	年度末	
問合せ先	市民部 文化・スポーツ振興課(囮 0774-64-1300)	

その他制度

制度の名称	市営住宅入居の公募の例外		
支援の内容	失 (全壊)	出当数の建物が滅失した大規模な火災や震災等により、住宅が滅 した者を公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。 市営住宅の設置及び管理に関する条例」)	
活用できる	・現に住宅	に困窮していることが明らかな方	
方	・本人又は	現に同居し、若しくは同居しようとする親族が暴力団員でない	
	方		
申請の方法	入居申込書その他必要書類を担当課窓口へ提出		
申請書類	持参物	入居申込書、罹災証明書、申込者及び同居者の課税証明書等収	
		入を証明する書類、住民票、困窮理由調査書、請書、緊急連絡	
		先人届、誓約書	
	窓口配付	入居申込書、困窮理由調査書、請書、緊急連絡先人届、誓約書	
支給の時期	入居が許可された日から		
問合せ先	建設部 開発指導課(Tel 0774-64-1341)		

各種相談窓口

制度の名称	市民無料法律相談
支援の内容	 法律問題に関して弁護士がお答えします。 予約が埋まっている場合がございます。その際には他の相談機関をご案内します。 京都弁護士会が災害等被害の特設相談窓口を設置する場合がございます。設置有無に関してはお問い合わせ下さい。
活用できる方	京田辺市内に在住・在勤・在学の方
申請の方法	相談日ごとに設定された予約開始日以降に予約が必要です。
申請書類	持参物
	窓口配付
支給の時期	
問合せ先	市民部 人権啓発推進課(Tel 0774-62-4343)